


第3号様式(第4条)

許 可 証

鎌倉市指令資源第289号	
横須賀市浦郷町 5-2931-98 株式会社マルコ 代表取締役 平 由紀子 様	
平成23年6月15日付けで申請があった一般廃棄物収集運搬業については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。	
平成23年7月1日	
鎌倉市長 松尾 崇 	
事務所の所在地及び名称	鎌倉市大船一丁目25番30号 株式会社マルコ鎌倉支店
許可業種	<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 生ごみ <input type="checkbox"/> 紙くず <input checked="" type="checkbox"/> その他(一般廃棄物(ごみ))
対象事業所	別紙1のとおり
営業許可期間	平成23年7月4日から平成25年7月3日まで
許可条件	別紙2のとおり

(注) この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。